

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第5号

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成27年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「対し」を「対し、臨時的任用職員以外の常勤の職員の例により」に改める。

第8条第1項第11号中「場合」を「場合又は臨時的任用職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として事務局長が定める関係を有することとなる場合」に改め、同項第14号中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」を「中学校就学の始期に達するまでの」に、「配偶者」を「配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は臨時的任用職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として事務局長が定める関係にある者をいう。以下同じ。）」に改める。

別表第2中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この規則の適用の日前に使用されたこの規則による改正前の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第8条第1項第11号、第12号又は第14号の規定による特別休暇は、改正後の規則第8条第1項第11号、第12号又は第14号の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。